

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられる危険・有害物質

(2) 選任要件

- 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場

→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

- ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理

- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育

- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）

- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

67 35

化学物質の管理に関する講習の内容①

化学物質管理者講習告示概要①

- 講習は、講義及び実習により行うものとする。
- 講習は、それぞれの科目を適切に行うために必要な能力を有する講師により行うものとする。
- 講習のうち講義は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

68 36

化学物質の管理に関する講習の内容②

化学物質管理者講習告示概要②

- 講習のうち実習は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録保護具の選択及び使用	3時間

- 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について当該科目的受講の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	科目
・有機溶剤作業主任者技能講習 ・鉛作業主任者技能講習 ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

施行期日等

告示名：労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習
(令和4年厚生労働省告示第276号)

施行期日：令和6年4月1日

6937

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- 保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者

- 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- 労働衛生コンサルタント試験合格者
- 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他

保護具の管理に係る業務

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関する事。 ②労働者の保護具の適正な使用に関する事。 ③保護具の保守管理に関する事。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関する事。 ②労働者の保護具の適正な使用に関する事。 ③保護具の保守管理に関する事。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

7038

2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

〔現行制度〕

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が
従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、

1～4の項目は R6.4.1以降省略不可

- ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

71/9

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立③

安衛令

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

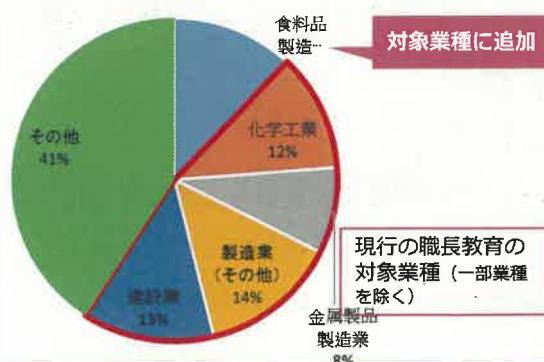
2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

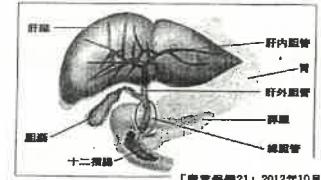
<背景>

①食料品製造業における災害の割合が高い



②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



72/10

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

安衛則

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行済み

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができるこ^ととする。

(改正前)

- 文書の交付
- 相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、FAX送信など)

(改正後) 事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- FAX送信、電子メール送信
- 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知(※)することとする。

5年以内ごとに1回、記載
内容の変更の有無を確認 → 変更があるときは、
確認後1年内に更新 → 変更をしたときは、
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。

※ SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途(推奨用途)での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。

- SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載を求めるこ^ととする。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

- 成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合に、営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知するための通知方法について追加の規定を設ける。

営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の特例

1. 改正の趣旨

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。)により改正された労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第34条の2の6において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条の2第1項の規定による文書(以下「SDS」という。)の交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントを通知しなければならないとされているところ、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書(令和3年7月19日公表)において、「当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を明記した上で、当該成分及び含有量に係る記載の省略ができるように見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めない。」こととする旨が提言されている。これらを踏まえ、法の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、SDS等による成分の含有量の通知方法について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、一・四ジクロロニーピテン、鉛、一・三-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物以外の物であって、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができるこ^ととする。なお、この場合において、当該物を輸渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこ^ととする。

3. 公布日等

(1) 公布日: 令和5年4月下旬(予定)

(2) 施行日: 公布日 ※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日

4

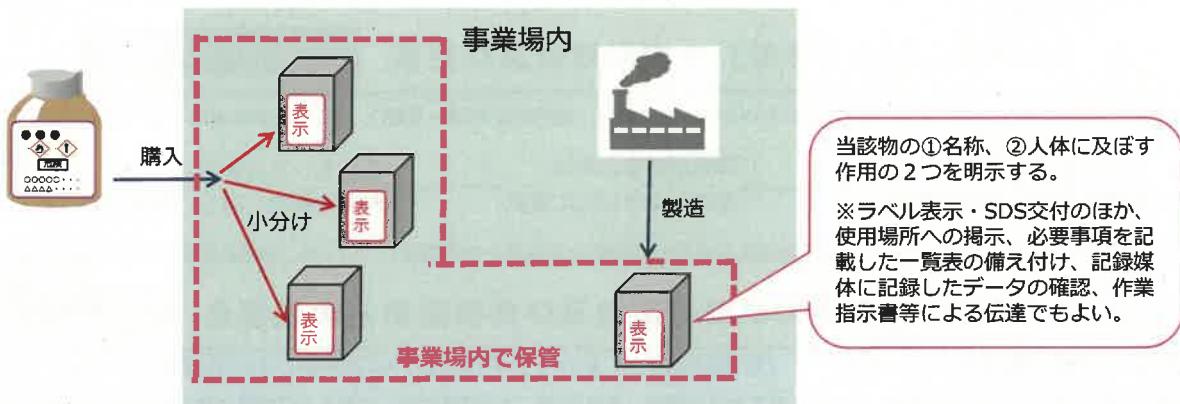
74 2

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
 - 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

75
43

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化③

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

(現行)

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）

対象拡大

(改正後) 下線部の追加

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

※新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行日（令和5年4月1日）前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。

76
44

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることとする。

<認定の主な要件>

2023(R5).4.1施行

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※2）が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
 - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
 - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
(粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者により上位の区分に決定された者がいなかったこと。)
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家（※2）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

<認定の更新>

認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。

- （※1）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。
- （※2）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示のとおり。
 - ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）の登録を受け、5年以上化学物質の管理（粉じん則にあっては、粉じんの管理）係る実務経験を有する者
 - ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験を有する者
 - ・作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
 - ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペーションナル・ハイジニスト有資格者等）

7745

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	四アルキル鉛則

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和することとする。

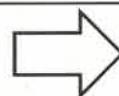
<改正の内容>

現行

改正

特殊健診の
実施頻度

6月以内に1回実施



リスクに応じて、
(区分1) 1年以内に1回実施
(区分2) 6月以内に1回実施

実施頻度

要件

以下のいずれも満たす場合（区分1）

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
(※四アルキル鉛を除く。)
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

上記以外(区分2)

次回は1年以内に1回
(実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。)

次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

7846

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※1）の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者（※5）を選任し、（2）①、②及び（3）①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④（1）①の作業環境管理専門家の意見の概要及び（1）②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。

（※1）作業環境管理専門家の要件は、

- ①化学部室管理専門家としての要件を有する者
- ②労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）の登録を受け、3年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者。
- ③衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上実務経験を有する者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

（※2）（※3）（※4）の事項については、厚生労働大臣告示のとおり。

（※5）保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者（詳細は施行通達のとおり）。7947

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1施行

(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ①6月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

